

議第160号 グリーンピアせとうち設置条例を廃止する条例の制定について

1 廃止の趣旨

グリーンピアせとうちを観光などの地域振興拠点として活用することを前提に売却するため、当該施設を廃止するものです。

2 廃止の経緯

本市が所有する最大の宿泊施設であるグリーンピアせとうちは、広大な敷地と宿泊施設、温浴施設やプール関連施設等を有し、市民を含む多くの利用者に親しまれてきましたが、入園者数はこの5年間で大きく減少し、また、建物は建築後30年以上が経過していることなどから、今後の活用方針について検討してきました。その結果、当該施設については、民間の自由な運営手法に委ねた方が、引き続き観光などの地域振興拠点として存続させることができるものと考えられることから、当該施設の土地及び建物を売却可能な普通財産とするため、公の施設としての用途を廃止するものです。

3 グリーンピアせとうちの概要

所在地	呉市安浦町大字三津口字高須10326番48ほか		
設置年月日	平成17年10月1日		
設置目的	市民の保養及び健全なレクリエーションの場を提供し、健康の増進を図るとともに、観光客の利用に供するため。		
敷地面積	3,375,684.65平方メートル		
主要施設	センター棟（地下1階地上5階建て）、健康保養館（お湯都びあ）、こどもの国センター棟、テニスコートクラブハウス、プールレストハウス、レインボーホール、バーベキュー棟、駐車場等		
利用状況	入園者数	平成30年度	131,947人
		令和元年度	102,317人
		令和2年度	27,307人
		令和3年度	29,028人
		令和4年度	48,881人
	宿泊者数	平成30年度	29,621人
		令和元年度	32,743人
		令和2年度	12,087人
		令和3年度	14,347人
		令和4年度	23,350人

4 施行期日

令和6年4月1日

5 位置図

